

板橋区公共交通会議設置要綱

令和2年12月4日区長決定

(目的)

第1条 板橋区の総合的な交通体系の整備と、公共交通の維持・充実を推進し、区民生活の向上に資するため、板橋区公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について調査、研究及び協議する。

- (1) 板橋区交通政策基本計画に関する事項
- (2) 交通体系の整備、公共交通の維持・充実に関する事項
- (3) 公共交通の利用促進に関する事項
- (4) その他、区の交通体系の整備、公共交通の維持・充実に必要な事項

2 前項の調査、研究及び協議において必要がある場合は、交通会議を道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域公共交通会議その他地域の公共交通に関する会議体（以下「地域公共交通会議等」という。）に位置付け、所要の協議等が行えるものとする。

(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次の各号に掲げる者30名以内で区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民を代表する者
- (3) 鉄道事業者を代表する者
- (4) 自動車運送事業者を代表する者
- (5) 国土交通省職員
- (6) 道路管理者
- (7) 交通管理者
- (8) 板橋区職員
- (9) 前各号に掲げる者のほか交通会議の運営上必要と認める者

2 前条第2項の規定に基づき、交通会議を地域公共交通会議等に位置付ける場合は、次に掲げる者を委員とし、区長が委嘱する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (2) 前号に掲げる者のほか地域公共交通会議等の運営上必要と認める者

(任期)

第4条 前条に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長の招集により開催する。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、全会一致を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

4 やむを得ない理由のために交通会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、合議および表決を委任することができる。

5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

6 交通会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(会議の運営の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により会議の招集が困難であると会長が認めた場合は、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

2 前項の規定による場合は、全会一致を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

(部会)

第8条 交通会議は、特定の事項の調査、研究及び協議を行うため必要があるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 交通会議及び前条に規定する部会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年12月4日から施行する。